

令和7年5月22日(木)  
古庄 玄知 議員(自民)

参・法務委員会  
対法務当局(法制部)

2問 本法律案において、電子判決書等に含まれる訴訟関係者の個人情報や営業秘密等の保護をどのように図るのか、法務当局に問う。

- 本法律案において、指定法人は、電子判決書等のうち民事訴訟法等の規定によって閲覧等が制限される部分については取得しないこととしており、これによって個人のプライバシーや企業の営業秘密の保護が図られると考えている。
- その上で、電子判決書等のうち個人の氏名や生年月日等については、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、法務省令で定める基準に従い、指定法人において仮名加工処理をしなければならないものとしているほか、加工の方法に関する事項は、指定法人の定める業務規程の必要的記載事項としており、法務大臣の認可を受けなければならないものとしている。
- また、個別の事情により基準を超える仮名処理を要する場合は、申出により、指定法人において必要な仮名処理を追加的に実施することとしている。
- 加えて、本法律案においては、指定法人が保有する民事裁判情報等について、目的外使用を禁止し、安全管理措置を講じさせ、法務大臣が業務遂行を監督することとし、指定法人の役員、職員等が保有民事裁判情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときには罰則を科すこととしている。

(参考1) 仮名処理の基準に関する検討の視点 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(2)イ [19ページ]) )

基幹データベースを構築する意義は、民事裁判情報につき、その内容を分析するなどといった利活用ができるようにし、得られた成果を社会の発展に役立てるということにある。そして、これを実現するためには、裁判所の判断及びその過程の分析・検討を可能にするため、判断の基礎となった具体的事実関係を読み取ることができる状態でデータベース化する必要がある。そこで、ある情報を仮名処理の対象とするか否かを検討するに当たっては、仮名処理によって保護を図ろうとする訴訟関係者の権利利益は何か、保護を図る手段として仮名処理が相当かといった点を踏まえつつ、基幹データベース構築の意義が損なわれないようにすることにも配慮する必要がある。

(参考2) 一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(1)ア及びイ [17～18ページ]) )

- ア 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要があり、特定の個人を識別することができる情報として、①個人の氏名の全部 (ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。)、②個人の住所のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報及び③個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、④個人識別符号 (個人情報保護法第2条第2項) の全部についても仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。
- イ また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。

(参考3) 追加的な処理において仮名処理の対象とすることが想定される情報(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(2)イ〔42～43ページ〕)

具体的に必要とされる措置の内容は個別の事情によって異なることが想定されるものの、民事裁判情報に、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報が含まれ、精神的な被害を含む二次被害が発生するおそれがあるときに、当該情報を仮名化することや、訴訟代理人である弁護士や司法書士に対する業務妨害が行われる具体的な可能性がある場合に当該氏名部分を仮名化することなどが考えられる。

(参考4) 閲覧等制限決定の対象となった情報(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・1(2)ウ〔14～15頁〕)

ウ もとより、情報管理機関においては、訴訟関係者の権利利益に配慮するため、後記2(1)のとおり仮名処理を実施するとともに、後記4(1)のとおり適切な安全管理措置を講ずる必要がある。これに加えて、訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案については、民事訴訟法上、住所、氏名等の秘匿制度や閲覧等制限の制度等が設けられており、こうした制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築するのが適切である。具体的には、当該制度によって保護される情報について情報管理機関が取得しない仕組みを設けることが考えられる。住所、氏名等の秘匿決定が行われた場合、秘匿すべき事項は電子裁判書に記録されないことから(改正民事訴訟法第133条第5項参照)、情報管理機関が当該事項に係る情報を取得することは想定されず、特段の仕組みを設ける必要はないと考えられるものの、電子判決書に対する閲覧等制限決定が行われた事案については、当該決定の対象部分に該当する情報について情報管理機関が取得しない仕組みを構築する必要がある。さらに、こうした事案については、後記5(1)イのとおり、訴訟関係者等の申出に応じ、事後的な措置を構ずる必要がある。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。)に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四～六 (略)

3 (略)

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び第七条第二項の規定による民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報（第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に

置き換えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者

○ 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)【令和4年法律第48号による改正後のもの。未施行】

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3~8 (略)

○ 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)

(定義)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～11 (略)